

令和4年6月6日開会

令和4年第2回
つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、令和4年第2回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

本定例会に提出いたしました案件は、予算案9件、条例案7件、財産の取得3件の合わせて19件であります。

まず、予算案についてご説明申し上げます。

議案第33号から議案第36号までは、専決処分した令和3年度一般会計並びに特別会計に係る補正予算であり、いずれも歳入、歳出全般にわたり、決算見込み等に基づき予算額の補正を行ったものであります。

議案第33号「令和3年度つがる市一般会計補正予算（第15号）」は、地方税、交付金、特別交付税及び各事務、事業費の精査による国県支出金、繰入金、市債等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

その結果、令和3年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算から6,995万円を減額し、歳入歳出予算の総額を261億9,880万2千円としたものであります。

議案第34号から議案第36号までの令和3年度各特別会計補正予算3件につきましても、各事務事業費の精査による国県支出金等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

次に、議案第37号「令和4年度つがる市一般会計補正予算(第2号)案」についてご説明申し上げます。

本補正予算案は、当初予算に見込めなかった経費、緊急を要する経費並びに人事異動に伴う人件費の組み替え等について、所要の補正をするものであります。

その結果、令和4年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に4億5,251万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を273億364万2千円と

するものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

総務費では、地域おこし協力隊員の2名増員に伴う報酬及び活動費等として、957万2千円を計上しております。

また、非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費において、国庫支出金等返還金に1億2,839万1千円を計上しております。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費として、60歳以上及び、18歳から59歳までの基礎疾患がある方の4回目などの接種関連費用、1億592万7千円を計上しております。

農業費では、柏ロマン荘費に指定管理者特別支援金として820万円を計上しております。

商工費では、指定管理者特別支援金として、つがる地球村費に1,440万円を、稲穂いこいの里費に70万円をそれぞれ計上しております。

土木費では、銀杏ヶ丘公園駐車場整備工事費に3,000万円を計上しております。

教育費では、柏ふるさと交流センター費において指定管理者特別支援金として117万8千円を計上しております。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

当該補正額の主なる財源としては、歳出との関連における国県支出金、諸収入等についてそれぞれ所要額の補正を行うとともに、財政調整基金からの繰入金により、全体の補正額を調整したところであります。

議案第38号から議案第41号までの令和4年度各特別会計補正予算案4件については、予算特別委員会でのご審議の際に詳細なご説明を申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第42号から議案第47号までの6件は、専決処分した条例であります。

議案第42号「つがる市農業振興基金条例を廃止

する条例」は、農業振興を図るために実施してきた事業が完了したことに伴い、条例を廃止したものであります。

議案第43号「つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を102万円に引き上げたものであります。

議案第44号「つがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長したほか、所要の改正を行ったものであります。

議案第45号「つがる市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、関係省令の改正に伴い、課税免除に係る引用条項を改めたものであります。

議案第46号「つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を

改正する条例」は、関係省令の改正に伴い、不均一課税に係る引用条項を改めたものであります。

議案第47号「つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、関係省令の改正に伴い、地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置の適用期限を延長したものであります。

いずれの条例についても、早急に措置する必要がありました。が、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

議案第48号「つがる市手数料条例の一部を改正する条例案」は、屋外広告物に関する手数料の算定基準を定めるものであります。

議案第49号から議案第51号までの「財産の取得の件」3件は、スクールバスを3台購入するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御承認、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提出議案の説明といたします。